特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０３３号

東京都品川区西五反田３丁目６番33号
清算株式会社　エフエルワイ株式会社
代表清算人　本橋　優一

1　決定年月日　平成27年６月29日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　略称

本協定においては、次のとおり用語を略称する。

	（略称）
①　エフエルワイ株式会社	清算株式会社
②　別表「弁済予定表」	別表
③　別表「債権者名」欄記載の各債権者	債権者
④　別表「債権者名」欄記載の各債権者のうち本橋優一を除く債権者	金融債権者
⑤　平成27年４月22日（特別清算手続開始決定日）	基準日

2　端数の処理

権利の変更の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。

3　弁済の場所

本協定における弁済は、債権者の指定する銀行口座宛振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は、債権者の負担とする。

4　債権の合算・債権者の変更

本協定による権利の変更・弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者毎に全ての債権を合算して一つの債権とみなし、弁済額を決定する。

なお、基準日以降に債権の譲渡等により債権者に変更があっても、当該変更前の債権者の債権を基準として弁済額を算定する。

第２　特別清算債権

1　定義

本協定の対象となる特別清算債権とは、基準日までの原因に基づいて発生した協定債権をいう。

2　債権債務の確認

債権者と清算株式会社とは、債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している債権元本の総額が、別表「債権元本額」欄記載の各金額（以下「本件債権」という。）であることを相互に確認する。

3　特別清算債権の弁済

⑴　第一回弁済

①　特別清算債権に対する第一回弁済は、本件債権を基準として行う。

②　金融債権者は、特別清算債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、第一回弁済を受ける。

㋐　弁済額

特別清算債権に対する第一回弁済は、別表「第一回弁済予定額」欄の「合計」欄記載の金額を基に、金融債権者の本件債権にて按分した金額を㋑記載の方法により支払うことにより行う。その金額は、別表「第一回弁済予定額」欄記載のとおりである（以下「第一回弁済額」という。）。

㋑　弁済の方法

清算株式会社は、金融債権者に対し、本協定に対する特別清算裁判所の認可決定確定の日から７営業日以内に、第一回弁済額を弁済する。

⑵　追加弁済

①　清算株式会社は、金融債権者に対し、後記第４記載の共益債権及び優先債権（以下「共益債権等」という。）の弁済が完了したときから１か月以内に、第一回弁済並びに共益債権等の弁済後存在する残余の原資を以て、前記第２の３⑴②㋐の方法により算定された金額を追加弁済する。

②　第一回弁済及び前記第２の３⑵①追加弁済後に清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、金融債権者に対し換価代金より必要費用を控除し前記第２の３⑴②㋐の方法により算定された金額を弁済する。

第３　債権放棄等

1　債権元本

金融債権者は、清算株式会社に対し、第一回弁済時、本件債権から別表「第一回弁済予定額」欄記載の金額を控除した残余の債権を放棄し、清算株式会社はその免除を受ける。

金融債権者が上記のとおり放棄する本件債権の金額は、別表「債権放棄予定額」欄記載のとおりである。

2　利息・損害金等

金融債権者は、本件債権に附帯する利息・損害金等一切の債権を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。

3　本橋優一は、清算株式会社に対して有する本件債権全額及びこれに附帯する利息、損害金等の一切の債権を放棄し、清算株式会社はその免除を受ける。

4　前記第２の３⑵①②に基づき追加弁済する場合、既になされた債権放棄は追加弁済の限度で遡ってその効力を失う。

第４　共益債権及び優先債権の弁済

清算株式会社は、債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益債権、国税徴収法または国税徴収の例により徴収することを得べき請求権、裁判所から支払いの許可を受けた債権及び労働債権は随時に弁済する。

（別表省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２７年（再）第４２号

東京都世田谷区用賀４丁目10番１号
再生債務者　株式会社アカクラ

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　東京都港区虎ノ門１丁目22番16号第２オカモトヤビル６階　山下・遠山法律特許事務所　弁護士　山下　英樹
平成27年６月26日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第４３号

東京都世田谷区用賀４丁目10番１号
再生債務者　株式会社アカクラインターナショナル

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　東京都港区虎ノ門１丁目22番16号第２オカモトヤビル６階　山下・遠山法律特許事務所　弁護士　山下　英樹
平成27年６月26日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第４４号

東京都千代田区神田神保町３丁目25番地
再生債務者　栗田出版販売株式会社

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　東京都中央区八重洲２－８－７福岡ビル９階　阿部・井窪・片山法律事務所　弁護士　片山　英二
平成27年６月26日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第４５号

東京都中央区日本橋本石町４丁目４番20号
再生債務者　株式会社みらい

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　東京都千代田区霞が関１－４－１日土地ビル４階　新霞が関綜合法律事務所　弁護士　降簱　俊秀
平成27年６月29日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第４７号

静岡市駿河区中田４丁目９番23号
再生債務者　株式会社ザ・サードプラネット

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　東京都中央区日本橋３丁目３番４号　永沢ビル５階　永沢総合法律事務所　弁護士　永沢　　徹
平成27年６月29日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２７年（再）第４１号

東京都墨田区東向島４丁目10番11―201号
再生債務者　入江　秀毅

1　決定年月日時　平成27年６月29日午後１時30分

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月24日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成27年８月28日から平成27年９月４日まで

東京地方裁判所民事第20部